ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.8/2569

เรื่อง กำหนดแนวทางรายงานความคืบหน้าโครงการ

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 8/2569 号

件名：プロジェクト経過報告の指針決定

経済機関の会議では、関係機関が経済状況を評価し、不安定で急速に変化する世界情勢に沿って国の経済の方向性、戦略、政策を決定するうえ、仏暦 2569 年（2026 年）3 月 30 日付投資委員会布告 第 8/2569 号に基づく投資奨励のモニタリングと評価の効率を高めるために、投資委員会が四半期ごとの投資実施済みデータの進捗状況の把握を迅速化するようにすることが決議された。

投資委員会に委任された投資委員会事務局は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 11 条、第 13 条、第 20 条および第 54 条の権限、ならびに仏暦 2569 年（2026 年）3 月 20 日に行われた第 2/2569 回投資委員会会議の決議に基づき、以下のように発布する。

第 1 項　仏暦 2569 年（2026 年）4 月 20 日付投資委員会事務局布告第 Por.5/2569 号「プロジェクト経過報告の指針決定」を廃止する。

第 2 項　被奨励者は電子モニタリング（e-Monitoring）システムを通じて、3 月、6 月、9 月、12 月の四半期ごとに事務局の指定した書式を用いて事務局にプロジェクトの経過報告をしなければならない。また、奨励証書発行日より操業許可書取得時まで毎年各四半期末から 30 日以内に報告しなければならない。なお、奨励証書が当該四半期中に発行されたプロジェクトに関しては、次に報告する必要がある四半期に初回のプロジェクトの経過報告をしなければならない。

第 3 項　奨励証書の条件に「奨励証書発行日より毎年 2 月と 7 月までに事務局にプロジェクトの経過報告をしなければならない」と表示されている既存の被奨励者に関しては、当該条件を取り消し、代わりに本布告通りにプロジェクトの経過報告をしなければならない。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）5 月 20 日

ナリット・テートサティーラサック

（ナリット・テートサティーラサック）

投資委員会長官